

指定障害児通所支援事業者の行政処分について

放課後等デイサービス事業所への監査を行った結果、市が給付している障害児通所給付費を不正に請求し、受領した事実を確認したため、運営事業者に対して行政処分を行いましたので、お知らせします。

1 事業者名称等

- (1) 事業者名称・代表者・所在地
株式会社ウェルクス 代表取締役社長 三谷 卓也
東京都台東区上野 3 - 2 4 - 6 上野フロンティアタワー 1 3 階
- (2) サービスの種類
放課後等デイサービス
- (3) 事業所名称・所在地・指定年月日
- ア STEP 淵野辺
相模原市中央区相生 3 丁目 1 3 番 5 号
平成 2 8 年 4 月 1 日指定
- イ STEP 相模大野
相模原市南区上鶴間 6 丁目 3 0 番 9 号
平成 2 8 年 6 月 1 日指定

2 処分内容等

- (1) 処分内容
指定の一部効力の停止（新規利用者の受入停止 1 か月）
- (2) 処分年月日
平成 3 1 年 1 月 1 1 日
- (3) 処分期間
平成 3 1 年 1 月 1 2 日から平成 3 1 年 2 月 1 1 日まで

3 処分の理由等

条例等の要件を満たす人員を配置していなかったにもかかわらず、障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。

対象事業所	不正請求の内容	対象期間
STEP 淵野辺	「指導員加配加算(イ)」(注1)の算定	平成 2 8 年 5 月 ~ 7 月
	サービス提供職員欠如減算(注2)の未適用	平成 2 8 年 7 月
STEP 相模大野	「児童指導員等配置加算」(注3)及び 「指導員加配加算(イ)」の算定	平成 2 8 年 6 月 ~ 7 月
	「指導員加配加算(イ)」の算定	平成 2 8 年 8 月 ~ 9 月

表中の用語について

注 1 指導員加配加算(イ)

条例に定める人員基準（本事案において当該事業所は指導員等を2人）を上回る数の指導員等を1人以上配置した場合に、給付費に加算するもの。このうち、(イ)は、児童指導員、保育士等を2人以上配置した場合の加算区分。

注 2 サービス提供職員欠如減算

条例に定める人員基準を満たしていない場合、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間、給付費を減額するもの。

注 3 児童指導員等配置加算

児童指導員等の有資格者を配置した場合に、給付費に加算するもの。

4 障害児通所給付費の不正受給額(現時点で把握している概算額)

約88万円

5 改善措置について

今回の件を受け、当該事業者には、改善した内容や講じた再発防止策等について市に報告するとともに、不正に受領した給付額を返還するよう指示しています。

なお、各事業所を現在利用されている方については引き続き利用可能です。

【問い合わせ先】

障害政策課

電話：042 - 707 - 7055（直通）